

福島市住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号。以下「省令」という。）、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針及び福島県賃貸住宅供給促進計画等に基づき、法第8条の規定に基づく住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(登録の申請)

第2条 申請者は、省令で定める登録申請書（省令別記様式第一号）により市長に申請を行うものとする。

2 前項の登録申請書の部数は、正本1部、副本1部とする。

(登録申請書の審査)

第3条 法第10条第1項各号に掲げる基準（以下「登録基準」という。）の審査は、法に定めるもののほか、次の各号による。

(1) 省令第12条第1項第1号イの消防法（昭和23年法律第186号）及び同法に基づく命令若しくは条例の規定に係る登録基準の審査は、消防長又は消防署長に対し、消防法に係る照会書にて消防法令に基づく指導等の有無を照会することにより確認する。

(2) 省令第12条第1項第1号イの建築基準法（昭和25年法律第201号）及び同法に基づく命令もしくは条例の規定に係る登録基準の審査は、必要に応じて特定行政庁に対し、建築基準法に係る照会書にて建築基準法等に基づく指導等の有無を照会することにより確認する。

2 法第11条第1項第4号及び第6号から第8号の規定（以下「暴力団排除条項」という。）に該当しないことの確認は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録に係る暴力団排除の推進について（平成29年10月25日付け国住備第99号、国住心第246号、国住民支第148号）に基づき行う。

(登録の通知)

第4条 法第10条第3項の規定による登録の通知は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録通知書（様式第1号）により行う。

(登録の基準に適合しない旨の通知)

第5条 法第10条第4項の規定による登録の基準に適合しない旨の通知は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録の基準に適合しない旨の通知書（様式第2号）により行う。

(登録の拒否の通知)

第6条 法第11条第2項の規定による登録の拒否の通知は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録拒否通知書(様式第3号)により行う。

(登録事項等の変更の届出)

第7条 法第12条第1項の規定による登録事項の変更の届出は、省令第17条第1項に規定する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る登録事項の変更届出書(省令別記様式第三号)に、同条第2項に規定する書類(以下「添付書類」という)を添えて行うものとする。

2 前項の住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る登録事項の変更届出書および添付書類の部数は、正本1部、副本1部とする。

(廃止の届出)

第8条 法第14条第1項の規定による廃止の届出は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の廃止届出書(様式第4号)により行うものとする。

(取下げの届出)

第9条 第2条の申請、第7条の届出及び第8条の届出をした者が、これを取り下げようとするときは、登録申請等の取下げ届出書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

(登録の取消しの通知)

第10条 法第24条第3項の規定による通知は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録取消通知書(様式第6号)により行うものとする。

附 則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和3年1月31日から施行する。